主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人小林盛次の上告理由第一点について。

原判示の事実関係の下においては勿論、仮にそれ以外、所論の事実関係があつたとしても、それのみでは客観的に、被後見人であつた上告人と後見人であつた訴外 Dとが所論の如くに法律上利害相反して居つたものとはいえない。結局これと同旨の判断をして居る原判決は正当であつて、原判決に所論の違法はない。

論旨は理由がない。

同第二点について。

原判示の事実関係の下においては、所論追認は有効である。これと同旨の判断を して居る原判決は正当であつて、原判決に所論の違法はない。

論旨は理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	石	坂	修	_
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	垂	7K	克	2.